

福島浜通りロボット実証区域
におけるドローン運用にあたって
(南相馬市・浪江町飛行想定)

福島県次世代産業課

(令 和 7 年 7 月 3 日)

版	施行日	内 容	作成者
初版	令和 7 年 7 月 3 日	新規作成	福島県 次世代産業課

目 次

1	はじめに	- 1 -
2	目的	- 1 -
3	適用範囲	- 1 -
4	実施手順	- 1 -
	(1)実施場所	- 2 -
	(2)事前相談	- 3 -
	(3)申請・届出	- 3 -
	(4)実施内容の事前周知	- 3 -
	(5)緊急連絡体制	- 3 -

1 はじめに

福島県では、浜通り地域等に新たな産業の創出を目指すために取りまとめた「福島イノベーション・コースト構想」の下、企業、大学、研究機関等が行うロボットの研究開発を積極的に支援するため、「福島浜通りロボット実証区域」事業を推進している。本事業ではロボット・ドローンに関連した事業に取り組む企業や大学、研究機関などが県内の山野などを実証試験や操縦訓練の場として活用できるよう、福島県として支援を行っている。

その一環として、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）周辺地域（南相馬市・浪江町）において、ドローン（無人航空機）の実証試験を行う際に実施者へ行う支援についての指針を本運用書にて定める。

2 目的

現在、「福島浜通りロボット実証区域」事業では、ロボット・ドローンに関連した事業者等が福島県に対して使用したい施設等を指定して申請し、福島県が仲介するという支援を行っている。

特に無人航空機については近年、RTF の敷地内だけでなく敷地外も利用した実証試験を行うケースが増えている。RTF の敷地外で実証試験を行う場合、実施場所や飛行方法によっては関係機関への許可申請・届出等の手続きが必要なケースがあり、それらの手続きを正確に行う必要がある。また苦情等のトラブルを回避するためには周辺住民等へ事前の周知・説明を行うことが推奨される。

そこで、本事業では RTF 敷地外で実証試験を行う実施者のうち希望する者に対し、必要な手続き等やその申請先の助言、周辺住民や関係機関への事前の周知・説明などの支援を行う。本事業を活用することにより、RTF 敷地外で実証試験を安全かつ円滑に行う一助とする。なお、本事業は福島県だけでなく、福島イノベーション・コースト構想の推進に深く関わり、RTF の管理業務を行っている公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構も相談窓口となり協力して実施者の支援を行う。

3 適用範囲

本運用書による支援は、次項に示す南相馬市・浪江町の海岸付近（以下、「広域飛行区域」という。）でロボット・ドローンの実証試験を行う企業や大学、研究機関などのうち、本事業による支援を受けることを希望する者（以下、「実施者」という。）に対して適用する。

4 実施手順

浜通り実証区域事業を活用し RTF 敷地外で実証試験を行う場合の手順を以下に示す。なお、本事業はあくまで実施の支援であり、実証試験における飛行の安全確保や法令遵

守等の責任は実施者にある。

(1)実施場所

本運用書では、下図に示す広域飛行区域で実証試験を行うことを想定している。下記の広域飛行区域以外での実証試験を希望する場合、本運用書による支援が適用されない場合がある。



①～⑦に記載の地点は緊急時などに利用可能な無人航空機の離発着場である。利用希望の場合は相談すること。

(2) 事前相談

実証試験を行いたい場所が決定したら、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド連携課（以下 RTF 連携課）へ相談する。

【連絡先】 福島ロボットテストフィールド連携課

TEL. 0244-25-2474 / E-Mail robot2@fipo.or.jp

(3) 申請・届出

実証試験を行うために必要な申請・届出等の手続きがある場合、それらを実施者が行うこと。

【例】

- ・海上で無人航空機の飛行試験を行う場合、「海岸の一時使用届」を海岸の管理者へ提出する。
- ・道路を立入り禁止（通行止め）とする場合、警察署の許可を得る。
- ・航空法に基づく、飛行に必要な許可・承認を受ける。

(4) 実施内容の事前周知

実施者は「福島浜通りロボット実証区域使用に係る支援申込書」ならびに「実証試験周知用チラシ」を作成し、RTF 連携課へ提出すること。（別紙様式参照）

実施場所に関係する行政区長、農業関係者、漁港、海上保安庁等に対し、RTF 連携課から「実証試験周知用チラシ」を配布するなどして周知・連絡の支援を行う。なお、この広報は毎月 1 回程度、定期的に行うため、「実証試験周知用チラシ」は実証試験を実施する一ヵ月前を目安に提出すること。

(5) 緊急連絡体制

実施者は緊急連絡体制を事前に作成すること。（別紙様式参照）

緊急連絡体制に含めるべき連絡先は、下記のとおりである。その他必要と思われる連絡先については、別紙資料を参照すること。

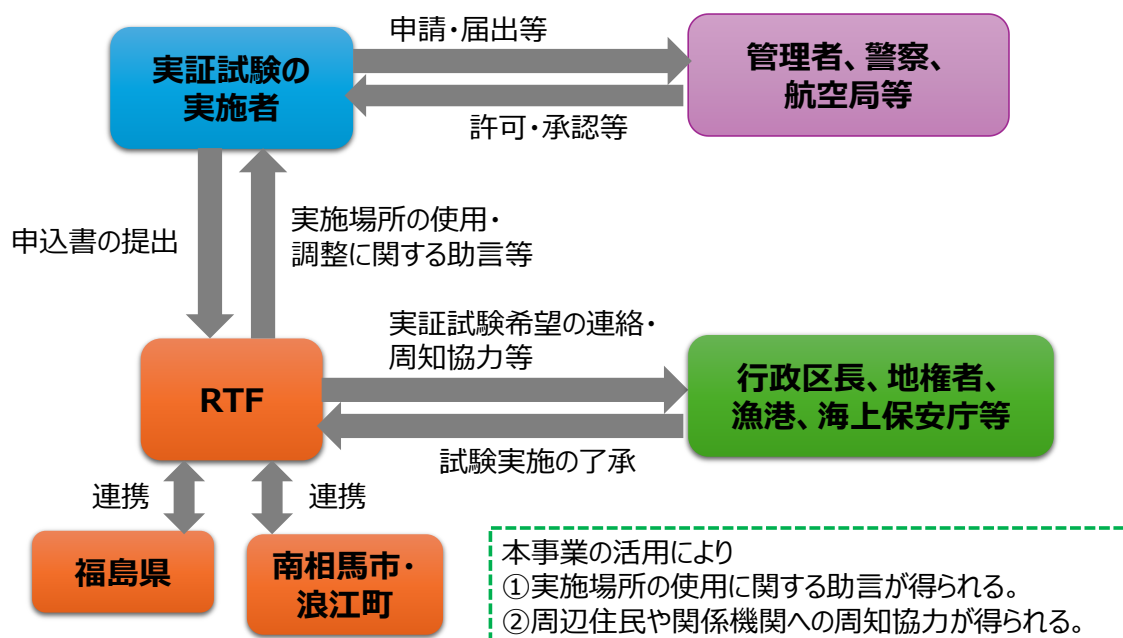
- ・福島ロボットテストフィールド連携課

- ・ 最寄りの病院、警察署、消防署
- ・ 関係する南相馬市、浪江町などの地方公共団体
(海上を飛行する場合以下も含む)
- ・ 海上保安庁
- ・ 漁業協同組合
 - (1) 南相馬市鹿島区、原町区内飛行→真野川漁港
 - (2) 南相馬市小高区、浪江町飛行 →請戸漁港

実施当日、以下のことが発生した場合、緊急連絡体制に従い実施者自身が必要な連絡先（RTF 連携課を含む）へ速やかに連絡を行うこと。なお、万が一ドローン等が海上へ落下した場合、落下後の対応については、実施者と漁港関係者で協議すること。

- ・ 航空法上で報告の義務が生じる事項の発生
- ・ 計画された離発着地点以外の場所への無人航空機の落下、着陸
- ・ その他、作業中の怪我等のトラブルの発生

●手順の流れのイメージ



●本運用書で実証試験を行う際のチェックリスト

《実施場所》	チェック
・実証試験を行う場所は「広域飛行区域」の範囲内であるか。 ※RTF で管理している緊急離発着場を使用する場合、要相談	☐
《申請・届出》	
・海上で無人航空機の飛行試験を行う場合、「海岸の一時使用届」を海岸の管理者へ提出しているか。	☐
・道路を立入り禁止（通行止め）とする場合、警察署の許可を得ているか。	☐
・航空法に基づく、飛行に必要な許可・承認を受けているか。	☐
《実施内容の事前周知》	
・「実証試験周知用チラシ」を作成し RTF 連携課へ提出しているか。 ※提出期限は実施の一ヵ月前が目安	☐
《緊急連絡体制》（共通）	
・以下の連絡先を含む緊急連絡体制を作成しているか。 ―福島ロボットテストフィールド連携課 ―最寄りの病院、警察署、消防署 ―関係する南相馬市、浪江町などの地方公共団体（海上を飛行する場合以下も含む） ―海上保安庁 ―漁業協同組合 (1) 南相馬市鹿島区、原町区内飛行→真野川漁港 (2) 南相馬市小高区、浪江町飛行 →請戸漁港	☐

【参考資料】

実証試験を行う際、実施者の責任において各種法令を遵守すること。特に無人航空機（ドローン）の飛行試験の場合、以下の法令などが関係する。

- 航空法（国土交通省）
- 小型無人機等飛行禁止法（警察庁）
- ドローン等に求められる無線設備（総務省）
- ドローンによる映像撮影等のインターネット上での取り扱い（総務省）
- 無人航空機の飛行を制限する条例等

他にも実証内容によって様々な法令等が関係する可能性がある。

関係する可能性があると考えられる法令やガイドライン、指針は以下のとおり。

- ・河川法（国土交通省） ・海岸法（国土交通省）
- ・港湾法（国土交通省） ・港則法（港湾局）、海上交通安全法（国土交通省）
- ・都市公園法（国土交通省） ・自然公園法（環境省）
- ・文化財保護法（文化庁） ・外為法（経済産業省）
- ・労働安全衛生法（厚生労働省）
- ・ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・無人航空機による物流に関する 安全ガイドライン（JUIDA） 等

様式 1

福島浜通りロボット実証区域使用に係る支援申込書

年 月 日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 所長 様

申請者

下記のとおり福島浜通りでの実証試験を実施しますので、「福島浜通りロボット実証区域」事業による支援を希望します。

記

1 目的・方法

2 実施期間

年 月 日 ～ 日 のうち ●日間程度 ●時～●時まで

3 実施場所（候補地の抽出を希望する場合は条件を記載すること）

4 共同申請者（複数の事業者で実施する場合は記載すること）

5 実施担当者（所属、氏名、連絡先等）

6 その他特記事項（騒音、振動、強力な電磁波等を発する場合は記載すること）

7 遵守事項

実証試験等の実施に当たっては、以下の事項を順守します。

- (1) 実施に係る費用は実施主体が負担します。
- (2) 航空法等の関係法令を順守します。
- (3) 安全に配慮し、事故等が発生した場合は、過失に応じその責任を負います。
- (4) 事故等が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡します。
- (5) 必要に応じ、損害保険（対人・対物）に加入します。

8 添付資料

実証試験周知用チラシ（参考様式 1 による）

参考様式 1

地域住民および関係機関の皆さま

会社名
令和●●年●●月●●日

(例) ○○によるドローン飛行試験のお知らせ

この度、○○〔※実施目的等〕のため、下記のとおりドローンを使用する飛行試験を予定しております。

実施にあたり、第三者の上空の飛行は避けるなど、安全には十分配慮して行いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【予定日】 令和●●年●●月●●日（●）～令和●●年●●月●●日（●）

※配布後の変更（再配布等）をできるだけ避けるため、予備日等を含める。

【時間帯】 午前●●：●●～午後●●：●●

【場所】 ○○付近

※飛行エリア図等を必ず掲載する。

【概要】

※試験概要等。あまり詳しくなくてもよい。

【使用機体】

※スペック概略等。画像があるとなおよい。

【備考】

※適宜、住民生活への影響（騒音、振動、強力な電磁波等）を考慮し、予め周知しておきたいことなどを補足。

【実施者／問合せ先】

※当日連絡が可能な番号を記載する。

○○株式会社

○○課 担当：○○

電話：●●

※その他留意点

- ・A4 サイズ、1 枚紙とする。
- ・極力、モノクロ印刷を想定する。
- ・両面使用可。
- ・※印の注釈文は削除する。
- ・当様式は参考例のため、記載内容が網羅されていれば、他のレイアウトも可。

事 故 発 生

発見

発 見 者

通報

消防・救急：119
警 察：110
海上保安庁：118

連絡

緊急時 RTF から責任者へご連絡することがあります。

現場責任者：(当日現場にいる方)

連絡先：(携帯電話直通の番号)

連絡

- 福島ロボットテストフィールド連携課：0244-25-2474
- 福島県次世代産業課：024-521-8568
- (南相馬市で行う試験の場合)
南相馬市商工労政課ロボット・次世代産業推進室：0244-24-5326
- (浪江町で行う試験の場合) 浪江町担当課：0240-34-0240
- その他関係各所 (別紙資料を参考に、関係機関などの連絡先をご記載ください。)

連絡先 1：

連絡先 2：

連絡先 3：

連絡先 4：

参考資料 関係機関の連絡先について

No	所属		所管施設等	電話番号
①	公益財団法人福島イノベーション・コースト 構想推進機構 福島ロボットテストフィールド連携課		福島ロボットテ ストフィールド	0244-25-2474
②	福島県	商工労働部次世代産業課	—	024-521-8568
③	南相馬市	商工労政課 ロボット・次世代産業推進室	地元調整担当	0244-24-5326
④	浪江町	企画財政課企画調整係	地元調整担当	0240-34-0240
		産業振興課産業創出係	産業団地担当	0240-34-0248
		産業振興課 新エネルギー推進係	FH2R 担当	0240-23-5713
⑤	相双建設事務所	総務部行政課	建設海岸・二級 河川	0244-26-1212
⑥	相双農林事務所	農村整備部農村第1課	農地海岸	0244-26-1241
⑦	相双農林事務所	森林林業部森林土木課	海岸防災林 植樹祭会場跡地	0244-26-1184
⑧	海上保安庁	第二管区海上保安部 福島海上保安部警備救難課	海上	0246-53-7111
⑨	相馬双葉漁業協 同組合	鹿島地区	海上（鹿島区・ 原町区）	0244-46-4351
⑩	相馬双葉漁業協 同組合	請戸地区	海上（小高区・ 浪江町）	0240-34-4121
⑪	東北電力ネット ワーク(株)	福島電力センター送電課保 守G	送電線・配電線	0120-175-366
⑫	南相馬警察署		公道（南相馬市）	0244-22-2191
⑬	双葉警察署 浪江分庁舎		公道（浪江町）	0240-34-2141

※ここに記載がない連絡先は地元調整担当の部署にご確認ください